

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意一は、判例違反をいうが、引用の判例は本件に適切でなく、所論は前提を欠き、同二および弁護人橋本順の上告趣意は、違憲をいう点もあるが、実質は単なる法令違反の主張に帰し、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(原審の確定した事実関係の下においては、本件戒具使用が、副看守長Aの適法な職務執行によるものとした原判示は、是認できる。)

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三七年七月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	高	木	常	七
裁判官	斎	藤	朔	郎